

利用方法が変わります

市役所駐車場がリニューアルオープンします

新たに市役所敷地内に整備した駐車場（立体・平面）が、11月11日の午前7時にオープンします。これまでと駐車場所や利用方法が変更となるほか、市役所に用事のある人以外の駐車は有料（1時間は無料）となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

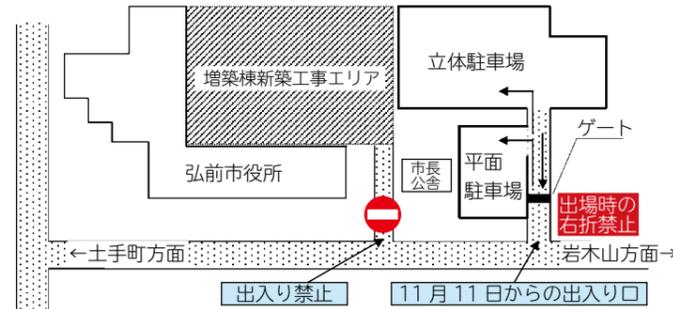
■問い合わせ先 財産管理課（☎35・1120）

◎駐車場料金

時間	料金
午前7時～午後10時	駐車時間30分ごとに100円
午後10時～午前7時	夜間540円
・最初の1時間は、誰でも無料	
・市に用事がある人は、所要時間分無料（1時間を超えた場合の手続きは「駐車場利用の流れ」を参照）	
・駐車時間に30分未満の端数があるときは、30分となります	

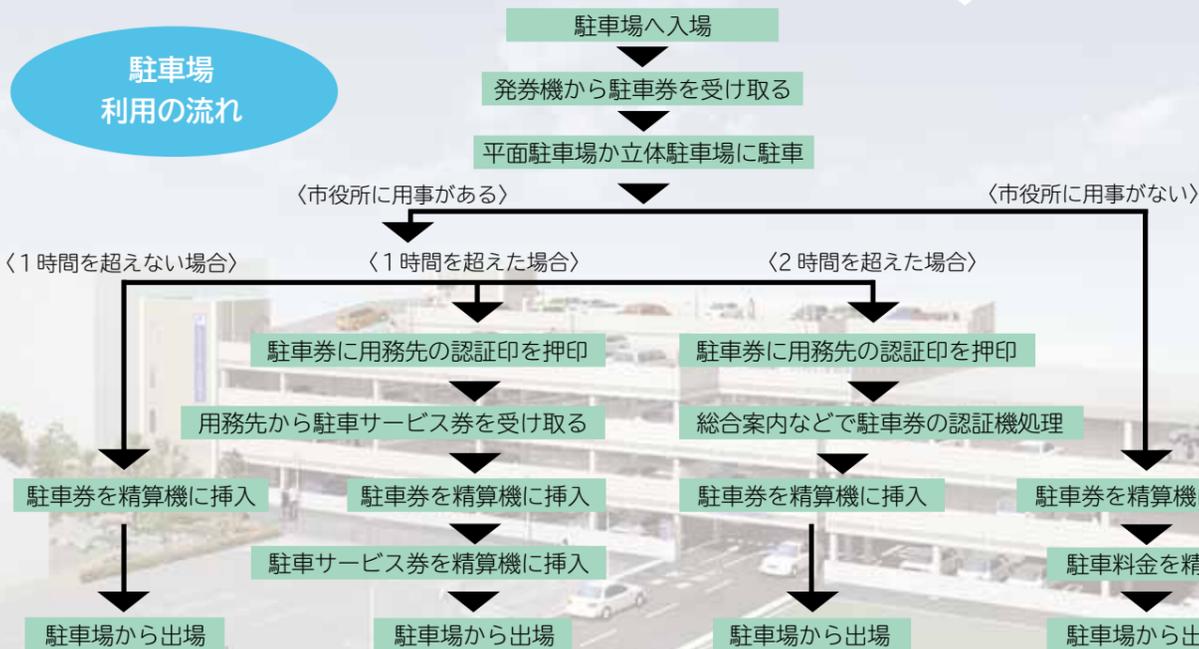
◎駐車場設備

区分	立体駐車場	平面駐車場
収容台数	223台（うち車いす使用者用3台） 1階55台、2階57台、3階57台、屋上54台	約20台
入出場可能時間	午前7時～午後9時半（催事などにより午後10時まで延長の場合あり） ※午後9時半（午後10時）～午前7時は車の入出場はできません。	
駐車制限	高さ2.1m、長さ5.0m、幅2.0m、重量1階＝2.5t、2階～屋上＝2.0t	高さ2.8m、長さ5.0m、幅2.0m
付属設備	電気自動車普通充電システム2台分	



ルールを守って正しく駐車しよう

無料となる場合の例
・市役所への各種届出や申請・相談など
・市が招集した会議など（市役所内で開催）
・議会の傍聴
有料となる場合の例
・弘前公園や市民会館などを利用
・市役所の食堂等や売店だけを利用
※食堂は増築棟新築後にオープン予定



※精算時の混雑を避けるため、事前精算機（立体駐車場内に設置）をご利用ください。
 ※駐車サービス券と認証機処理を受けた駐車券を同時に使用することはできません。
 ※既に駐車サービス券の交付を受けた後で、認証機処理を受けた場合は、駐車サービス券は回収となります。

意見や提案をお寄せください

弘前市自治基本条例の制定に向けた取り組み

市では、まちづくりの基本ルールを定める自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めています。

～自治基本条例とは？～

自治基本条例とは、まちづくりの主体となる市民・議会・執行機関それぞれの役割や市民がどのようにまちづくりに参加するのかなど、まちづくりにおける理念や役割、仕組みなどを定めるものです。現在市では名称を「協働によるまちづくり基本条例」として、これを制定する取り組みを進めています。

機関それぞれが、この条例の内容を意識してまちづくりに取り組むことが大事になってきます。市では、まちづくり1%システムをはじめ、さまざまな市民活動が行われていますが、この条例を意識して取り組むことにより、協働によるまちづくりをさらに加速しようとするものです。

～制定するとどうなるの？～

自治基本条例は、まちづくりの理念、仕組みなどを定めるものであるため、制定後は、市民、議会、執行

～今後のスケジュール～

今後は、次に記載している市民へのパブリックコメントなどを実施し、これまでの取り組みと同様に、さまざまな意見を参考にしながら制定作業を進め、平成27年3月の制定を目指しています。

弘前市自治基本条例素案（改訂版）へのパブリックコメントを募集します

このたび、弘前市自治基本条例素案（改訂版）を作成しましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽募集期間 11月4日～28日（必着）

▽条例素案（改訂版）の閲覧方法

○市のホームページから閲覧

○次の場所で閲覧

市民協働政策課（上白銀町、市役所2階）、市民課総合窓口（市役所1階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、総合行政窓口（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

▽対象 ①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人／⑥弘前市自治基本条例素案（改訂版）に利害関係を有する人

※②～⑥に該当する人は、後日その該当する内容を証明する書類を提出していただく場合があります。

※自治基本条例を制定することにより外国人参政権を付与することはないことから、それをもって、弘前市自治基本条例素案（改訂版）に利害関係を有する人とはしませんので、あらかじめご了承ください。

▽提出方法 所定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の区分およびその内容（勤務先、学校名など）、件名（任意様式のみ、「自治基本条例素案（改訂版）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、市民協働政策課あて

②市民協働政策課へ直接持参

③ファクス…35・7956

④Eメール…shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市民課総合窓口、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、総合行政窓口、市民課城東分室、各出張所に設置

※記入漏れなどがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見などに対する処理について 寄せられた意見などは、条例案作成の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 市民協働政策課市民協働係（☎40・7108）（ホームページ <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/gyosei/keikaku/jichi/index.html>）